役員指名報酬委員会規程

第1条〔目 的〕

- (1) 本規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「Jリーグ」という)の役員 指名報酬委員会(以下「指名報酬委員会」という)の運営について必要な事項を定め る
- (2) 指名報酬委員会は、Jリーグの適切な経営体制の構築に資することを目的とする。

第2条 [指名報酬委員会の設置]

- (1) 理事、監事および執行役員の指名等ならびに理事および執行役員の報酬等(一般社団法人および一般財団法人に関する法律第89条に定める意味を有するものとする)の決定に関する手続きの公正性、透明性および客観性を強化するため、Jリーグに指名報酬委員会を設置する。
- (2) 指名報酬委員会を構成する委員は以下の者とし、理事会の決議により任命する。
 - ① Jリーグの理事のうち、チェアマンを含む業務執行理事または常勤の理事、公益財団 法人日本サッカー協会の要職を兼ねる理事および J クラブに籍を有する理事以外の理 事 (以下「社外理事」という) 3名 (社外理事が 4 名以上存在する場合、互選による)
 - ② 実行委員 2名 (委員候補者の選任方法は次項の定めに従う)
 - ③ 前2号のほか、指名報酬委員会が委員として適任であると判断したその他の者 0名 ないし2名
- (3) 前項第2号に定める実行委員の委員候補者の選出は、以下各号の定めに従い行うものとする。
 - ① 委員候補者の選出は、全ての実行委員による無記名推薦により行う。なお、推薦の対象となる実行委員は、委員選任時点で実行委員就任から1年以上が経過した者に限るものとし、当該要件を満たす実行委員が所属するクラブの直近営業年度における売上高の上位半数と下位半数からそれぞれ1名ずつ推薦するものとする
 - ② 前号による推薦数の上位各1名ずつを委員候補者とする
 - ③ 前号の委員候補者が委員への就任を辞退する場合、推薦数が次点の者を委員候補者と するものとし、以後同様とする
 - ④ 推薦数が同数となった場合、当該実行委員間での互選で委員候補者を決定する
 - ⑤ 委員候補者が決定した場合、委員候補者の次点以下2名の実行委員が補欠となる。補 欠者が委員となった場合または補欠者が委員への就任を辞退する場合、さらにその次 点の者が補欠となるものとし、以後同様とする。推薦数が同数の者がいる場合は、当 該実行委員間の互選で補欠者を決定する。
- (4) 指名報酬委員会には委員長1名を置くものとし、委員長は、委員の互選により定める。

第3条 〔委員の任期〕

- (1) 委員の任期は、前条第2項の定めに従い委員に任命された日から、理事および監事の 改選を行う定時社員総会が終了する日までとし、新たな委員の任命は、当該定時社員 総会後速やかに行われるものとする。
- (2) 前項の定めにかかわらず、委員が以下各号に該当する場合、任期満了前に委員を退任 するものとする。
 - ① 社外理事または監事(次項に基づき補欠者として選任された場合に限る)がその職位を失ったとき
 - ② 実行委員がその職位を失い、かつ所属するクラブにおいて何らの役職も持たなくなったとき
 - ③ 委員が常勤理事候補となる具体的可能性が生じ、公正な立場からの審議参加が困難になるおそれがあると指名報酬委員会が判断したとき
- (3) 前項第1号に該当する場合、他の社外理事が新たに委員候補者となるものとする。複数の社外理事が存在する場合、互選による。候補となる社外理事が存在しない場合、 監事が補欠者となるものとする。複数の監事が存在する場合、互選による。
- (4) 第2項第2号または第3号に基づく実行委員たる委員の変更については、第2条第3 項第5号に定める補欠者が新たな委員となるものとする。
- (5) 第2項第3号に基づく委員の変更については、第2条第2項の定めにかかわらず、理事会決議によらず指名報酬委員会の決定により実施することができるものとし、指名報酬委員会は、第5条第1項第2号に定める理事会への候補者原案の答申を実施する際に変更の報告を行うものとする。
- (6) 前3項の定めに従い選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (7) 委員は再任を妨げない。

第4条 [指名報酬委員会の開催]

- (1) 指名報酬委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、必要に応じて随時開催する。
- (2) 指名報酬委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 指名報酬委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまた はやむをえない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、これを定 める。
- (4) 指名報酬委員会は、全委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、決議することはできない。当該会議は、電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。
- (5) 指名報酬委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行う。ただし、議案に特別の利害 関係を有する者は決議には参加しないものとし、この場合、当該委員は出席委員の数に 参入しない。
- (6)指名報酬委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めないものとする。
- (7) 指名報酬委員会には、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、その報告と意見を聞く ことができる。

第5条 [指名報酬委員会の役割]

- (1) 指名報酬委員会は、理事会の諮問に応じて、以下の各号の事項について審議し、理事会に対して答申する。
 - ① 理事の選任に関する基準案 (スキルマトリクス等を含む)
 - ② 理事および監事の選任および解任に関する原案
 - ③ チェアマンの選定および解職案
 - ④ 執行役員の選任および解任案
 - ⑤ 理事および執行役員が受ける報酬等の方針に関する事項
 - ⑥ 理事および執行役員が受ける報酬限度額に関する事項
 - ⑦ 理事の個別の報酬額に関する事項(変動報酬指標の設定および退職慰労金に関する事項を含む)
 - ⑧ その他前各号に付随する事項
- (2) 指名報酬委員会は、前項に定めるもののほか、理事の変動報酬指標の充足状況に関する評価を行う。
- (3) 指名報酬委員会は、理事会に対し、指名報酬委員会の職務の執行状況を適時に報告するものとする。

第6条 [議事録の作成]

指名報酬委員会の議事録につき、原則として事務局が議事録(電磁的記録を含む)を作成し、委員長が記名押印(電子署名を含む)し、Jリーグに保管する。

第7条 〔事務局〕

- (1) 指名報酬委員会の運営を円滑に行うために事務局を設置する。
- (2) 事務局は、委員長の指示により会議の招集を行うほか、必要な事務処理および議事録の作成を担当する。

第8条 〔改 定〕

本規程の改定は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第9条 [施 行]

- (1) 本規程は、2023年1月1日から施行する。
- (2) 本規程の施行に伴い、役員報酬委員会規程を廃止する。